

施策目標個票

(国土交通省4-⑦)

施策目標	地域公共交通の維持・活性化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>主要業績指標の全7指標のうち、過半数の4指標で目標達成又は目標達成見込みであり、全業績指標でも8指標のうち、過半数の5指標で目標達成又は目標達成見込みであることから、全体として「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>地域公共交通政策においては、住民の日常生活や社会生活を支える「地域の足」の確保のため、交通モードを超えて地方公共団体や交通事業者への支援を行っている。令和4年度においては引き続き、地域公共交通活性化再生法に基づく取組に加えて、コロナ禍の影響により、移動の自粛等による輸送需要の減少により一層厳しい経営環境に置かれている公共交通事業者への支援にも取り組んだ。一方、地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数等は目標を上回らなかったものの、令和5年度においては引き続き、地方公共団体が中心となった計画策定が一層進展するよう支援を行っていく。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>令和3年5月に改定した「交通政策基本計画」では、交通が直面する危機を乗り越えるための交通政策の3つの基本方針として、A)誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保、B)我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・サービスの強化、C)災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現、を掲げ、各方針において数値目標を設定している。</p> <p>本施策においても目標年度を迎えた指標については、同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。</p> <p>また、地域公共交通施策については、改正した地域公共交通活性化再生法等の改正内容を踏まえ、地域の移動ニーズを把握する立場にある市町村等が中心となって、それぞれの地域の実情を踏まえつつ、地域公共交通に関するマスタープランの策定等を通じ、公共交通サービスの維持・確保を図ることを促していく。</p>

	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		R4年度
84 地域公共交通計画の策定件数 *							A	
	618	500	585	618	714	835		1200
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		-
81 【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 *							A	
	257	143	209	257	316	386		400
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		-
85 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数 *							B	
	55	46	51	55	63	76		200
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		-
86 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率							A	
	-2.30%	0.60%	-2.30%	-26.80%	3.40%	-		数値減少
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		-
87 航路、航空路が確保されている有人離島の割合 *(①航路、②航空路)							①A	
	①100%		①100%	①100%	①100%	①100%		①100%
	②96%		②96%	②96%	②100%	②100%	②A	②100%
	年度ごとの目標値	-	②100%	②100%	②100%	②100%		-

	88【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合*(②地方中核都市圏、③地方都市圏)	初期値	実績値					評価	目標値	
		R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
		②79.5%	②79.4%	②79.5%	②78.9%	②79.0%	②79.0%		②B	②81.3%
		③39.0%	③38.9%	③39.0%	③38.3%	③38.0%	③37.3%	③B	③39.6%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参考指標	参125 鉄道事業再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数	初期値	実績値					評価	目標値	
		H30年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
		10	10	10	10	11	13			13
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参126 LRT車両の導入割合(低床式路面電車の導入割合)	初期値	実績値					評価	目標値	
		H30年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
		32.4%	32.4%	34.2%	35.7%	38.2%	40.4%			42%
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参127 新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体の数	初期値	実績値					評価	目標値	
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
		197			197	291	427			700
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参128 観光に関連する新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体の数	初期値	実績値					評価	目標値	
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
		136			136	198	315			500
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参129 バス事業者等において、標準的なバス情報フォーマットでダイヤの情報が整備されている事業者数	初期値	実績値					評価	目標値	
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
		382			382	510	634			900
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参130 地方バス路線の維持率	初期値	実績値					評価	目標値	
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
		98.6%	-	-	98.6%	98.0%	-			100%
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参131 道路運送事業等に従事する女性労働者数	初期値	実績値					評価	目標値		
	R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度		
	①バス運転手	1,867人	-	1,867人	1,962人	-		-	約2,500人	
	②タクシー運転手	10,108人	-	10,108人	9,723人	-		-	約14,000人	
	③自動車整備士(2級)	3,910人	-	3,910人	4,375人	4,744人		4,401人	約4,800人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額
		当初予算(a)	21,879 <264>	23,339 <262>	22,688 <260>	24,081 <317>
補正予算(b)	29,797	29,110	51,405			
前年度繰越等(c)	6,716	10,657	31,872			
合計(a+b+c)	58,392 <264>	63,368 <262>	106,225 <260>	24,398 <317>		
執行額(百万円)	44,128 <259>	39,791 <258>				
翌年度繰越額(百万円)	10,657	31,872				
不用額(百万円)	3,608 <5>	2,158 <4>				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和5年6月26日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	交通政策課(課長 八木 貴弘)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------	--------	-----------------	----------	--------

業績指標 84

地域公共交通計画の策定件数 *

評価

A

目標値：1,200件（令和6年度）
 実績値：835件（令和4年度）
 初期値：618件（令和2年度）

（指標の定義）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画の作成件数

（目標設定の考え方・根拠）

平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和5年3月末現在で835件作成されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることにした。

さらに、「地域の関係者」との「連携と協働」を促進するため、令和5年度における本法の改正において、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。

計画を作成する団体に対して、計画作成と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画作成の取組を促進し、計画作成の倍増を目指す。

（外部要因）

地方公共団体による関係者との調整

（他の関係主体）

総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画作成主体）、交通事業者等

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）
 2. 社会課題の解決に向けた取組
- ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日）
 1. 取組方針
- ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日）
 1. デジタル田園都市国家構想の推進

【閣決（重点）】

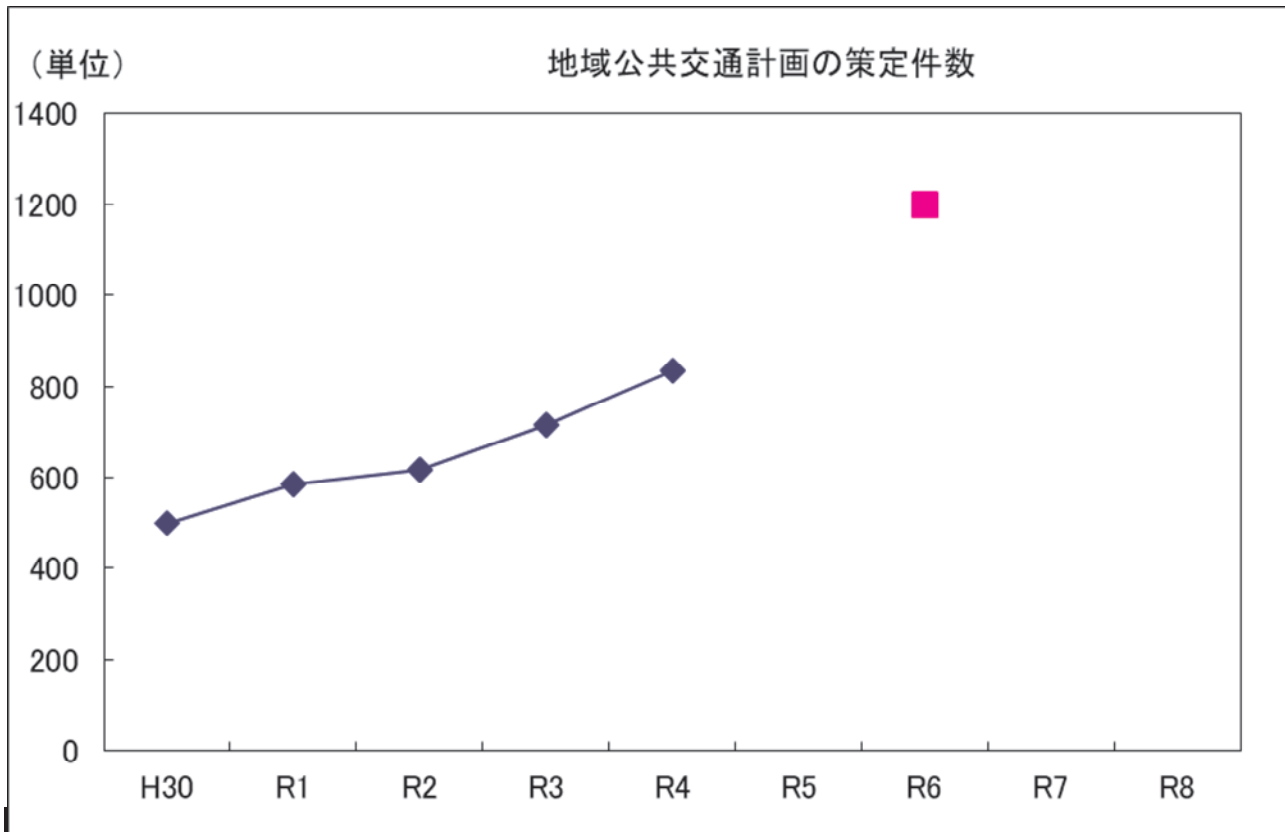
- ・社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）第3章に記載あり

【その他】

なし

過去の実績値（単位：件）**（年度）**

H30	R1	R2	R3	R4
500	585	618	714	835



○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(令和5年度予算額207億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和5年3月末時点での実績値は835件となっており、毎年度策定件数は伸びている。

(事務事業等の実施状況)

地方公共団体による計画の作成が進むよう、国土交通大学校において自治体職員への研修、地域公共交通計画の作成ガイドラインを提供、地方運輸局から助言や有識者の紹介を行うなど、ノウハウ面での支援を行っている。

また、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通計画の策定件数の実績値は、毎年度伸びている。

計画の策定主体となっている基礎自治体の数は令和4年度末において679自治体となっているところ、令和5年5月に実施した自治体への意向調査を踏まえると、令和6年度末までに計画策定見込みの自治体は1,120自治体に上る見込み。地域公共交通計画は、複数の自治体が1つの計画を策定することも可能であり、また、1つの自治体が複数の計画の策定主体となることも可能であるところ、令和4年度末においては679自治体において835件の計画が策定されており、1自治体当たりの平均計画策定数は約1.23件と算出される。1自治体当たりの平均計画策定数が令和6年度末時点においても一定であると仮定すると、令和6年度末時点における計画の策定件数は約1,377件と推計される。これを踏まえ、令和6年度末の計画策定件数1,200件という目標の達成を見込むことができるため、「A」と評価した。

国土交通省としては、令和2年の地域交通法改正によりすべての地方公共団体に対して計画策定を努力義務化していることに加えて、計画策定をバス路線への欠損補助の要件とする措置を令和6年10月以降実施する予定。また、計画策定を支援する観点からは、研修の実施や計画策定に係る調査等に対する補助等の措置を通じ、引き続き、計画の策定がより一層促進されるよう適切な措置を講じていく。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 総合政策局地域交通課 (課長：墳崎 正俊)
 関係課： 鉄道局鉄道事業課 (課長：山崎 雅生)
 自動車局旅客課 (課長：森 哲也)
 海事局内航課 (課長：伊勢 尚史)

航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：山村 肇）
都市局都市計画課（課長：鈴木 章一郎）

業績指標 85
 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*

評 価	
B	目標値：200件（令和6年度） 実績値：76件（令和4年度） 初期値：55件（令和2年度）

（指標の定義）
 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通特定事業の実施計画認定総数

（目標設定の考え方・根拠）
 平成19年の地域公共交通活性化再生法施行以降、令和5年3月末で76件の地域公共交通特定事業（軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、サービス継続事業、貨客運送効率化事業、地域公共交通再編事業（現：地域公共交通利便増進事業）、鉄道再生事業）の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。

また、令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、地域公共交通特定事業として、「地域公共交通利便増進事業」、「地域旅客運送サービス継続事業」、「貨客運送効率化事業」を創設したところ。

さらに、令和5年の地域公共交通活性化再生法改正で、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。

なお、これらの計画の作成にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和6年度までに認定件数が200件を超えることを実現する。

（外部要因）
 地方公共団体による関係者との調整

（他の関係主体）
 総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画作成主体）、交通事業者等

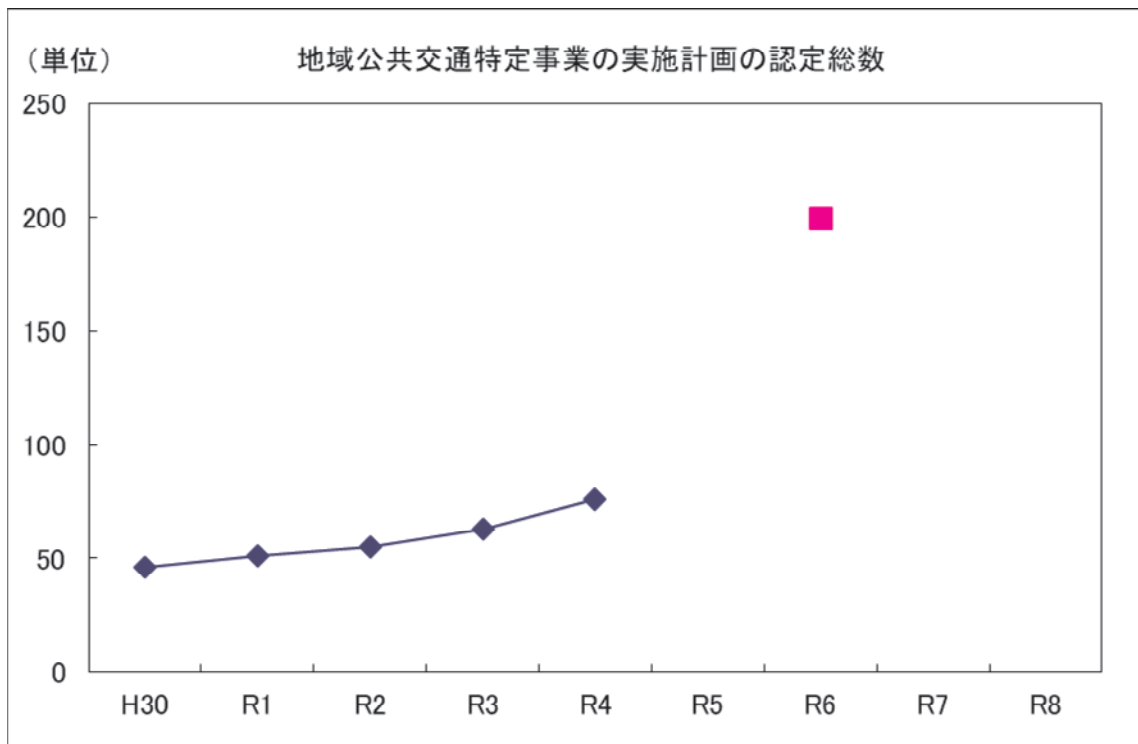
（重要政策）
【施政方針】
 なし

【閣議決定】
 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第〇〇号）
 ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）
 2. 社会課題の解決に向けた取組
 ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日）
 1. 取組方針
 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日）
 1. デジタル田園都市国家構想の推進

【閣決（重点）】
 なし

【その他】
 なし

過去の実績値（単位：件）				（年度）	
H30	R1	R2	R3	R4	
46	51	55	63	76	



主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(令和5年度予算額207億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和5年3月末時点での実績値は76件となっており、毎年度認定総数は伸びているが、順調ではない。

(事務事業等の実施状況)

地方公共団体による計画の作成が進むよう、国土交通大学校において自治体職員への研修、地域公共交通計画の作成ガイドラインを提供、地方運輸局から助言や有識者の紹介を行うなど、ノウハウ面での支援を行っている。

また、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も、一定のペースで実施計画の作成及び認定は進んでいくものと考えられるが、地域公共交通特定事業の実施計画の作成にあたっては、具体的な運行計画の検討や、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要する。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が作成されるよう、研修の実施等、地方公共団体への支援を行っていく。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局地域交通課(課長：墳崎 正俊)

関係課： 鉄道局鉄道事業課(課長：山崎 雅生)

自動車局旅客課(課長：森 哲也)

海事局内航課(課長：伊勢 尚史)

航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室(室長：山村 肇)

都市局都市計画課(課長：鈴木 章一郎)

業績指標 86

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率

評価

A	目標値：減少率を毎年度縮小 実績値：減少率 3.4%（令和3年度） 初期値：減少率 -2.3%（令和元年度）
---	--

（指標の定義）

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度縮小させる。

（目標設定の考え方・根拠）

平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和5年3月末現在で835件作成されており、持続可能な地域の実情に応じた地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を推進することとしている。

さらに、令和5年度の本法の改正において、「地域の関係者」の「連携と協働」を促進するための措置を強化した。

これらの取組により、地域における持続可能な地域公共交通の実現を図るため、地域公共交通計画に係るアウトカム指標として、公共交通による毎年度輸送人員の減少率を縮減させるという指標を設定する。

（外部要因）

人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、MaaS等課題解決に資する新技術の開発、新型コロナウイルス感染症の流行等

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

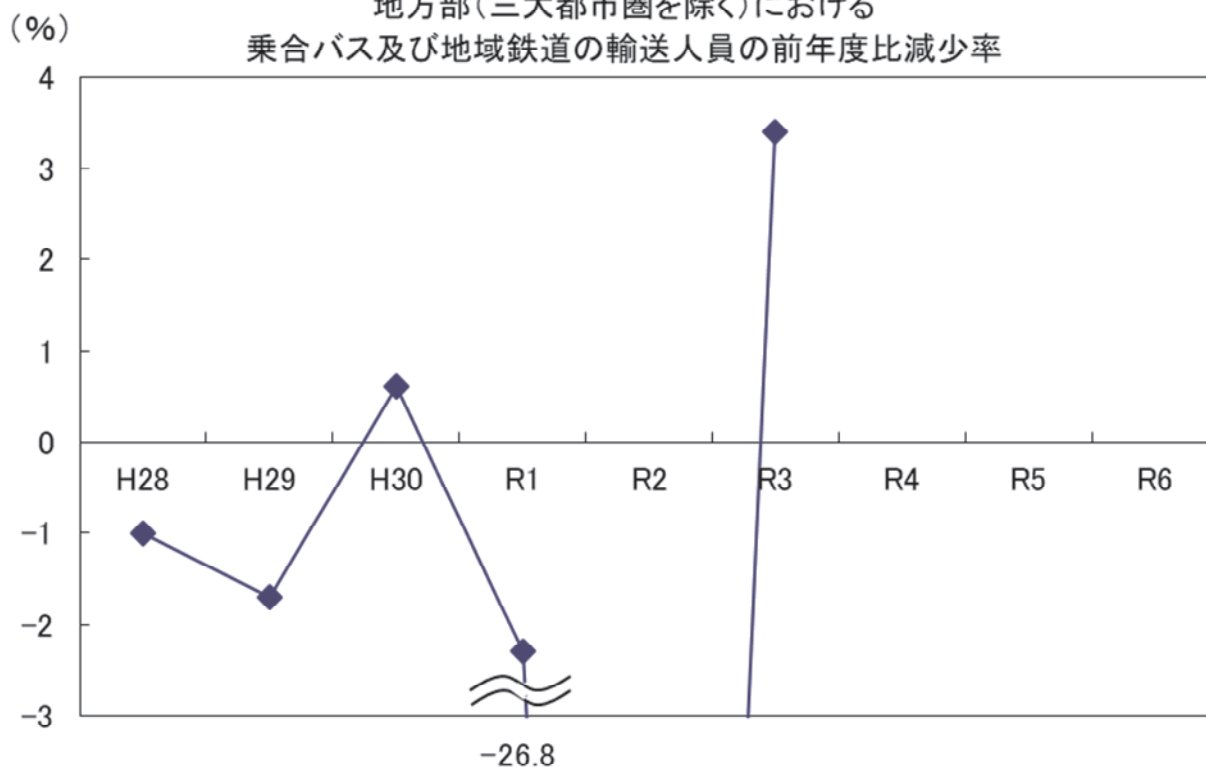
なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	R3	
-1.0%	-1.7%	0.6%	-2.3%	-26.8%	3.4%	

地方部(三大都市圏を除く)における 乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率



多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(令和5年度予算額207億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和3年度末の実績値は3.4%で、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数減少からの回復傾向が見られる。

(事務事業等の実施状況)

地方公共団体による地域公共交通計画の作成が進むよう、国土交通大学校において自治体職員への研修、地域公共交通計画の作成ガイドラインを提供、地方運輸局から助言や有識者の紹介を行うなど、ノウハウ面での支援を行っている。

また、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

新型コロナウイルス感染症の影響からの回復等により、業績指標である前年度比減少率の実績値が前年度よりも縮小したことから、「A」と評価した。

本業績指標には、人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、AI等課題解決に資する新技術の出現、新モビリティサービスの構築など様々な外部要因が複合的に関わっている。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が前年度と比較し緩和されたことから、実績値の改善に寄与したものと考えられる。

国土交通省としては、コロナ禍以降も引き続き計画作成を通じた、持続可能な地域の実情に応じた地域公共交通ネットワークの維持・確保の取組を支援していく。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局地域交通課 (課長：墳崎 正俊)

関係課： 鉄道局鉄道事業課地方鉄道再構築推進室 (室長：中田 勝久)

自動車局旅客課 (課長：森 哲也)

業績指標 87

航路、航空路が確保されている有人離島の割合 * (①航路)

評価

A	目標値：①100%を維持（令和7年度） 実績値：①100%（令和4年度） 初期値：①100%（令和元年度）
---	---

(指標の定義)

①分母は架橋されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。

(目標設定の考え方・根拠)

①離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。

(外部要因)

①特記事項なし

(他の関係主体)

①地方公共団体（事業主体）
民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）第3章に記載あり

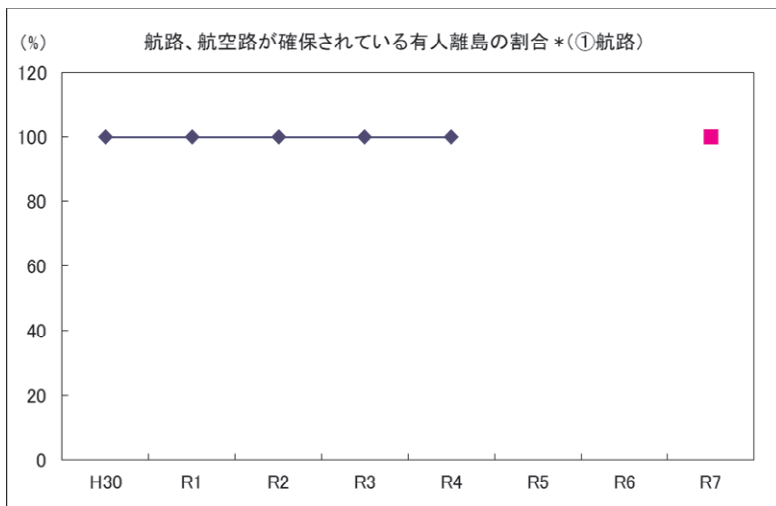
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H30	R1	R2	R3	R4
100%	100%	100%	100%	100%



主な事務事業等の概要

- ① ・離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を支援する。
- ・離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買取・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費の一部を支援する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 令和4年度の架橋等されていない及び海上公共交通に依存している有人離島において、旅客定期航路または不定期航路が確保されたことから、実績値は100%で順調である。

(事務事業等の実施状況)

- ① ・令和4年度離島航路運営費等補助 65.4 億円を確保し、127 航路 115 事業者に交付した。
・令和4年度離島航路構造改革補助 5.1 億円を確保し、18 事業者に交付した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 離島航路の運営費等補助及び構造改革補助を積極的に活用することにより、離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、100%を維持するとの目標を令和4年度時点で達成していることから、「A」と評価した。

今後も、離島航路事業者の経営状況は人口の減少、高齢化の進展等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き離島航路の維持のために必要な支援をする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局内航課（課長 伊勢 尚史）

関係課：

業績指標 87

航路、航空路が確保されている有人離島の割合 * (②航空路)

評価

②A	目標値：②100%（令和7年度） 実績値：②100%（令和4年度） 初期値：②96%（令和元年度）
----	---

(指標の定義)

②平成24年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島（北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港）のうち、当該年度で航空輸送が確保されている離島の割合。

(分子) = 当該年度において航空輸送が確保されている離島数

(分母) = 平成24年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数

(目標設定の考え方・根拠)

②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的にも100%を維持することを目標とする。

(外部要因)

- ②・船舶等代替交通機関へのシフト
- ・人口減少等による利用者減に伴う収益悪化

(他の関係主体)

- ②・都道府県（国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施）
- ・航空運送事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

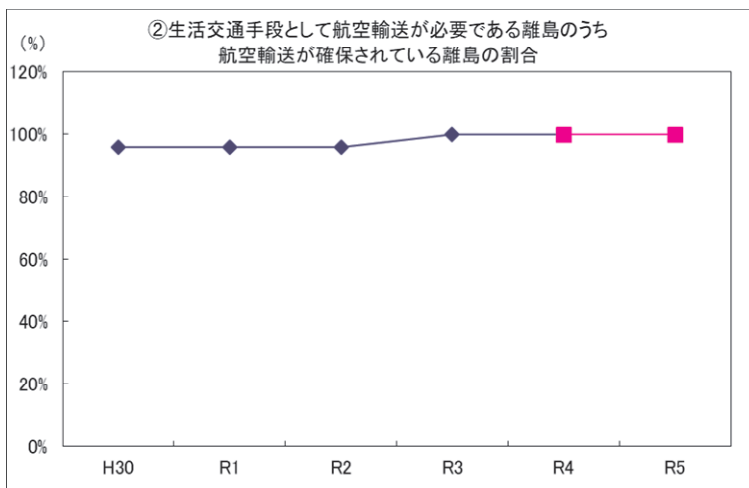
なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）第3章に記載あり

【その他】

過去の実績値				(年度)	
H30	R1	R2	R3	R4	R5
96%	96%	96%	100%	100%	



主な事務事業等の概要

②離島住民の日常生活に重要な役割を果たしている離島航空路について、安定的な輸送の確保のため運航費補助を実施するとともに、人の往来に要する費用の低廉化のため離島住民運賃割引を実施。

※令和5年度予算額：地域公共交通確保維持改善事業 207億円の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

②令和4年度の実績値は100%となり、目標を達成した。

対象となる25の有人離島のうち、1つの有人離島について航空輸送が確保されていない状況が令和2年度まで継続していたが、令和3年度より運航を再開して以降はすべての対象有人離島の航空輸送が確保されていることによるものである。

(事務事業等の実施状況)

②令和4年度は、6事業者15航空路に対して補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

②令和4年度は、上記のとおりすべての有人離島において航空輸送が確保されており、実績値が100%となり、目標年度より前に目標達成したため、「A」評価とした。

離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、国による最低限の支援措置が必要不可欠であることから、現在の施策を維持するとともに、効果的な支援について引き続き検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室(室長：山村 肇)

関係課：